

尾鷲市

人

権

施

策

行動計画

はじめに

人は、誰もが幸せを願い、生きがいと豊かな暮らしを求め、今を輝かせたいと望んでいます。このような願いは、一人ひとりに平等に保障されるべきであり、誰もが侵すことのない尊い権利です。

「人権の世紀」といわれる21世紀を迎えて20年が経過しましたが、人権の侵害事例がいまだに根絶をみない中で、人権尊重に向けた取り組みがより一層求められています。

尾鷲市では基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現するため、1993（平成5年）に「人権尊重都市」を宣言し、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、すべての人権が保障され、明るく住みよい社会を目指してきました。

また、2001（平成13）年4月には「人権が尊重される尾鷲市をつくる条例」を制定し、この条例に基づき、2001（平成13）年11月に設置した「尾鷲市人権施策審議会」の答申を踏まえながら、市のあらゆる施策に人権尊重の精神を活かした施策を推進するための指針として、2004（平成16）年6月に「尾鷲市人権施策基本方針」を策定しました。

これに基づき、人権教育・啓発活動などをより充実した内容で継続的に推進していくための具体的な計画として、2006（平成18）年3月に「尾鷲市人権施策行動計画」を策定いたしました。

策定から5カ年が経過するごとに庁内で見直しを進めており、今回これから先5年間の計画として、2021年（令和3年）にその成果と課題を踏まえて新たな「尾鷲市人権施策行動計画」を策定いたしました。

今後は、人権尊重社会の実現に向けてこの尾鷲市人権施策行動計画を市民の皆さんと一体となって取り組み、人権文化の構築が一日も早く実現され、本市が誰にとっても住みやすいまちとなるよう願ってやみません。

皆さんの一層のご協力をお願いします。

2021年（令和3年）3月

尾鷲市長 加藤 千速

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 行動計画の策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 2 行動計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 3 行動計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 4 行動計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P 4

第2章 基本施策の推進

- 1 人権意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 2 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 3 相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・・・P 7
- 5 ボランティアやNPOとの連携・・・・・・・・P 7
- 6 人権行政の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

第3章 基本施策の具体的な取り組み

- 1 人権意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 2 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 1
- 3 相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 2
- 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・・・P 1 3
- 5 ボランティアやNPOとの連携・・・・・・・・P 1 4
- 6 人権行政の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 4

第4章 分野別施策の推進（主な人権課題）

- 1 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 6
- 2 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 9
- 3 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 4
- 4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 6
- 5 障がい者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 0
- 6 外国人の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 4
- 7 患者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 3 7
- 8 その他の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・P 4 0

- 資料編 人権尊重都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・P 4 1
人権が尊重される尾鷲市をつくる条例・・・・・・・・P 4 2
尾鷲市人権教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 4 4
世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・P 4 6
尾鷲市の人権に対する相談窓口一覧・・・・・・・・P 5 0

第 1 章
基本的な考え方

1 尾鷲市人権施策行動計画の改定の経緯

本市では、平成5（1993）年に「人権尊重都市」を宣言し、人権啓発を総合的、計画的に推進するために平成11（1999）年に設置した「人権啓発推進委員会」を「人権施策推進委員会」に発展させ、全庁的に検討をすすめ、人権意識の高揚を図ってきました。

また、平成13（2001）年4月に「人権が尊重される尾鷲市をつくる条例」を施行し、同条例に基づき設置した「尾鷲市人権施策審議会」での意見をふまえ、平成16（2004）年6月に「尾鷲市人権施策基本方針」を策定し、平成18（2006）年3月に今後の人権教育・啓発を効果的に推進するための「尾鷲市人権施策行動計画」（以下、「行動計画」）を策定しました。

平成23（2011）年3月、平成28（2016）年3月に改定を行い、今回、平成28年3月から5年が経過するのに合わせ、この計画を引き継ぐとともにその成果と課題を踏まえて新たな「尾鷲市人権施策行動計画」を策定いたしました。

2 行動計画の基本理念

この行動計画は、「尾鷲市人権施策基本方針」をうけて、あらゆる機会に実施される人権に関わる教育・啓発を通じて、一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、人権文化が一日も早く構築されるためのものであり、「不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図ることを基本理念とします。

3 行動計画の趣旨

この行動計画は、「尾鷲市総合計画」及び「尾鷲市人権施策基本方針」に基づき、学校、家庭、社会などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を総合的に推進するものです。

また、関係機関との連携を深め、より積極的に人権について考え、協働で取り組みを進め、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

4 行動計画の期間

この行動計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5カ年とし、法令などの整備により必要とする場合は適宜見直しを行うものとします。

第2章 基本施策の推進

1 人権意識の啓発

本市では、ホームページ等で人権意識啓発記事を掲載、ポスター掲示、啓発冊子の配布、街頭啓発、講演会などを継続的に実施しています。

また、平成10（1998）年度に設立された紀北地域人権まちづくり推進協議会では、児童生徒から人権ポスター・人権標語を募集しその表彰を行い、また、ミニ人権大学講座や各種啓発イベントを関係機関などと連携して啓発事業を行っています。

市民の人権意識の一層の高揚を図るため、誰もが身近に参加できる啓発の推進、啓発内容や方法などを検討し、効果的な取り組みができるようこれまでの啓発活動をより充実した内容で継続的に推進していきます。

2 人権教育の推進

「尾鷲市人権教育基本方針」に基づき、子どもの発達段階に考慮しながら、差別の現実から深く学ぶことを通して、差別をなくしていこうとする子どもの育成と、さらに人権問題についての専門的な教育・知識や基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校、家庭、社会などあらゆる場を通じた人権学習の取り組みを推進します。

学校（園）においては、命の尊さ、大切さを根底に置き、子どもの成長に応じすべての人権を尊重する意識を育む人権教育を推進します。そして人権学習の機会を充実することにより、差別に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。

公民館などにおいて人権問題に関する講演会やコンサートを開催するとともに、これまでの交流型や参加・体験型学習を充実するとともに、地域住民が主体となり、「人権尊重の視点」で日々の生活から問題を見つけ、自らのまちを見直すことにより「人権まちづくり」を効果的に促進していきます。

3 相談・支援体制の充実

市民からのさまざまな相談については、関係各課で対応していますが、市民の抱えている問題は、多様化・複雑化しており、対応する職員も専門的知識を必ずしも有していないため、人権相談や弁護士による無料法律相談や県をはじめ尾鷲市社会福祉協議会などの相談機関との連携によって対応しています。今後は、人権に関するさまざまな相談に対応できるよう豊かな人権感覚を身につけた職員を養成し、庁内関係各課で連携を強化し、安心して相談ができる体制を充実していく必要があります。

また、人権侵害については被害状況を把握し、関係機関との連携・協力により、被害を最小限にとどめるように努めます。

4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが住みなれた場所で家族や近隣の人々とかかわりを持ちながら、生きがいのある心豊かな生活を送ることを望んでいます。

あらゆる機会を通じて物心両面のバリアをなくすための啓発や交流の機会を充実させるとともに、自然との共生を図りながら、住民の協力のもと、誰もが移動しやすい道路、利用しやすい交通機関や建物づくりなど、「一人ひとりの個性」を認めあい、すべての人々が生き生きと安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」の実現に向けてユニバーサルデザインを推進します。

5 ボランティアやNPOとの連携

すべての人々が、お互いの人権を尊重し、ともに支え合う心豊かな社会をつくるには、ボランティアやNPOなどと協働した取り組みが重要であり、その取り組みを一層推進することが大事です。

人権を尊重し、多様な交流の中でともに学び合い支え合える人権文化を創造するために、ボランティアを育成し、市民の自主的な取り組みを支援するとともにNPOの社会的意義についての理解を深める働きかけが必要です。

また、ボランティアや市民活動グループが安心して地域に密着した活動ができるように活動団体の交流を促進するとともにNPO活動の育成支援を行い、それらとパートナーシップを築いていく必要があります。

6 人権行政の推進体制

人権が尊重されるまちづくりを推進するには、市民や企業・事業所、県などの積極的な協力は欠かせないものですが、その主体となる市および関係機関の役割と責任は重大です。

人権施策推進委員会を中心に職員の人権意識の高揚を図り、職員全員が人権に対する意識を持つとともに、人権教育・人権啓発・相談事業など庁内において横断的な取り組みができる体制の整備に努め、「人権が尊重される尾鷲市」の実現をめざします。

第3章
基本施策の具体的な取り組み

1. 人権意識の啓発

事業名	広報誌やホームページによる啓発・情報発信
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する知識の習得を目的とした啓発や情報を発信します ○人権問題の正しい理解と認識が深まるよう、マスコミなどのメディア（媒体）をうまく活用して効果的に広く啓発活動を推進していきます。 ○市民・団体などの人権に関する草の根的な活動の紹介を通して人権についての理解を深めます
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページ、エリアワンセグ等で人権に関する活動状況を紹介し、人権啓発に継続的に取り組みます。 ○広報やホームページ、エリアワンセグ等を活用し、人権に関する事業開催などの情報を発信します。 ○「人権週間」「差別をなくす強調月間」および「人権擁護委員の日」には、広報に特集を組んだり、関係機関で組織される団体とともに啓発物資やチラシを街頭で配布し、人権意識の高揚を図っていきます。 ○人権啓発講演会など各種イベント開催時にパンフレットを配布するなど、あらゆる機会を通じて啓発していきます。
事業名	企業・事業所への啓発
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職場内におけるさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権教育・啓発の取り組みに対して適切な助言・指導を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携して講演会など啓発活動を推進します。
事業名	講演会・映画会の開催
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりになるよう講演会や映画会などを実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権問題などに取り組んでいる講師による講演会や映画会を実施します。 ○人権月間や人権週間には講演会やコンサートなどを実施し、関係機関と連携して啓発活動を進めます。

「人権週間」「人権月間」「人権擁護委員の日」

日本では12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」としています。市ではこれを含め12月を「人権月間」として講演会を行うなど広く人権意識の高揚を呼びかけています。また人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

事業名	人権講座の開催と各種催しを活用した啓発
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権啓発に関する講座や、各種催しを活用した身近な場での人権啓発の機会づくりを図ります。 ○他人を思いやる心を育み情操を豊かにすることを目的に、作文や標語の募集、参加型・体験型の研修などを行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティー施設などで開催される講座などにおいて啓発パネル・展示物の貸し出しなどにより活動の支援を行います。 ○各種ワークショップや車椅子体験研修など参加型・体験型啓発を推進していきます。また、参加者には終了後アンケート調査を行い、今後の啓発活動の参考にしていきます。
事業名	人権関連図書の充実とパネルなどの展示
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権関連図書などを特集したり、テーマを決めて図書などを展示し人権意識の高揚を図ります。 ○パネルなどで人権啓発を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館に特集コーナーなどを設け、人権啓発に努めます。 ○公民館や図書館などの一部を利用し、人権関係のチラシ・パネル・写真などの展示を行います。
事業名	意識調査
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の人権意識の現状や啓発のあり方を探るために、人権意識調査を実施します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権施策行動計画の見直し時に実施します。
事業名	人権啓発体制の整備
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権活動が円滑に行われる体制を整備し、相談活動や人権教育・啓発活動の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○教養・文化活動やレクリエーションなどの住民の交流、ボランティアなどのコミュニティー活動、児童・生徒の健全育成や高齢者への生活支援など、あらゆる人権課題に複合的に対応する体制を目指します。

2. 人権教育の推進

事業名	学校（園）における人権教育の推進
事業内容	<p>○学校（園）での教育目標に、一人ひとりの人権が尊重される学校づくりの視点を位置づけ、人権問題を自分のこととして受け止め、人権を尊重し行動する子どもの育成のための学習計画を作成するとともに、どの子どもも主体的に学んでいける学校づくりに努めます。</p> <p>○あらゆる差別をなくすため、幼少期から人権教育を取り入れ、人権意識の高揚を図ります。</p> <p>○教職員自らが人権教育の主体者として、その推進に努めます。</p>
取組内容	<p>○一人ひとりの生活の実態を、学校生活のあらゆる場面で多面的にとらえることに努めます。</p> <p>○家庭訪問などを通じて一人ひとりの家庭や社会での生活の実態を的確にとらえることに努めます。</p> <p>○自分や仲間の人権について理解を深める取り組みや、仲間作りを中心とした指導の充実に努めます。</p> <p>○人権教育を推進していくため、さまざまな研修に参加し、その実践力を高めます。</p> <p>○自分自身の人権意識を日常生活において見直し、自己の意識変革に努めます。</p> <p>○意識調査・家庭訪問などを通して保護者の人権意識を正しく把握することに努めます。</p>
事業名	社会における人権教育の推進
事業内容	<p>○住民が人権問題について理解を深め、人権尊重の視点からまちづくりを進めるため、講演会などを通して学習機会を提供していきます。</p>
取組内容	<p>○人権講座などを開催していきます。</p> <p>○市内で活躍する人を講師に迎え、世代間交流や子どもチャレンジ体験活動を行います。</p>
事業名	企業・事業所における自主的な取り組みへの支援
事業内容	<p>○公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、企業・事業所における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。</p>
事業内容	<p>○就職機会の均等に理解を深める取り組みを支援するなど、関係機関と連携して研修会・研究会・講演会など啓発活動を推進します。</p> <p>○研修会などのテーマの提案や講師の選定などについての情報提供や、研修実施場所などの支援を行います。</p>

3. 相談・支援体制の充実

事業名	分野別人権相談体制の充実
事業内容	○人権に関するさまざまな相談に対応するため、身近で相談者の立場に立った相談を受けられる相談体制の充実を図ります。
取組内容	○個別課題ごとの相談体制の充実を図ります。
事業名	相談機能の充実
事業内容	○さまざまな人権相談に適切に対応するため、相談機能の充実強化を図ります。
取組内容	○県・人権擁護委員・弁護士・社会福祉協議会などの関係機関や庁内各課の連携を強化していきます。 ○相談者の立場に立って相談を受ける専用電話の設置など、より利用しやすく相談者のニーズに応じられるような取り組みも検討していきます。
事業名	相談を受ける職員の資質向上
事業内容	○相談を受ける職員が人権問題に的確に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。
取組内容	○相談を受ける職員の専門知識の向上と多くの人材を育成するための研修を強化していきます。
事業名	相談機関などの情報提供
事業内容	○相談に行けない人、来られない人にも安心して相談が受けられるよう、相談窓口の広報活動を行い、相談窓口の周知を図ります。
取組内容	○広報やホームページ、エリアワンセグ等で人権に関する相談窓口の情報提供を行い、相談場所や相談時間などの情報を提供していきます。
事業名	人権擁護委員との連携
事業内容	○多様化・複雑化する人権問題に対応するため、人権擁護委員との情報交換、業務の連携強化に努めます。
取組内容	○人権擁護委員との定期的な情報交換の場を持つとともに、相談内容によっては必要な対応をおこないます。

4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

事業名	人にやさしいまちづくりの推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用しやすいようなまちづくりの推進に努めます。 ○まちづくりに参加する個人・企業・事業所・行政が多様なニーズを考慮してユニバーサルデザインの取り組みを推進していきます。 ○今までより少しでも利用しやすいようにすることを目指して見直しと改善に絶えず取り組んでいくよう啓発・指導に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの考え方が無意識の内に浸透していく社会をつくっていくよう普及・啓発に努めます。 ○生涯学習・社会活動・学校教育などの場でユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりに努めます。 ○すべての人が平等に参加でき、楽しむことのできるようなイベントの開催や、市民参加によるイベントづくりの機会の充実を図ります。 ○歩行空間・案内表示・住宅・公共施設・公園など少子・高齢化などの進展を踏まえながら、だれもが利用しやすいように整備を進めていきます。
事業名	満足と納得ができる行政サービス・情報の提供
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口サービスの向上、わかりやすい行政文書の提供など気配りのあるサービスの提供に努めていきます。 ○情報のユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○きめ細やかな対応や的確な資料の提供、質の高い迅速なサービスの提供、また各種書類についてわかりやすい表現方法、見やすい文字サイズや記入しやすい様式の標準化・簡素化を進めていきます。 ○公共施設における車椅子やベビーカーの設置、多機能トイレなど、すべての人が利用しやすいように配慮していきます。 ○広報やホームページ、エリアワンセグなど、市から発信する情報は、わかりやすい構成を心がけていきます。

ユニバーサルデザイン

障がいのある人・ない人および年齢などの区別なく、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した構想・計画・設計であり、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮されたデザインのことをいう。

5. ボランティアやNPOとの連携

事業名	ボランティアやNPOなど多様な団体との協働の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権課題の解消に取り組んでいくため、社会全体で取り組むという合意形成と人権を擁護するシステムの構築を図ります。 ○市民や地区コミュニティー組織・NPO・企業などの多種多様な住民団体の参加・参画による行政とのパートナーシップ構築活動のため、協働・連携・支援体制のもと、施策を展開していきます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や地区コミュニティー組織・NPO・企業などの多種多様な住民団体の参加・参画を通じて社会の連帯の力で人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、民間と行政との適切な役割分担を確立し、行政とのパートナーシップを築きます。 ○自治会・区長会などの地域での取り組みや企業での取り組みが促進されるよう努めます。

6. 人権行政の推進体制

事業名	職員教育の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権施策を総合的に推進していくため、人権意識の高揚を図る研修に努めます。 ○市職員一人ひとりが人権尊重の視点で事業や業務に取り組むための職員教育の充実を図ります。 ○教職員一人ひとりが人権問題に対する認識を深め、さまざまな人権問題に正しく対応できるよう教職員研修を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職務分野ごとの研修や個人情報保護制度など、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修などを充実していきます。 ○人権大学の受講や県などが主催するミニ人権大学講座・相談員資質向上講座・県民啓発講座や参加型研修などの人権研修に積極的に参加していきます。

NPO

Non_Profit_Organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味する。

第4章
分野別施策の推進（主な人権課題）

1. 同和問題

事業名	啓発活動の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○同和問題への理解を深めるための講演会を開催します。 ○広報やホームページ、エリアワンセグ等で同和問題に関する記事を掲載したり、人権関係の図書の貸し出しなどを行い、同和問題への理解を深めるための効果的な啓発活動や情報提供を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権関連図書の収集に努め、図書館に特集コーナーを設け、人権にかかる図書を展示するなど、啓発に努めます。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・教育委員会】</p>
事業名	学校などにおける人権教育の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○差別を見抜き、差別を許さず、差別をなくしていこうとする子どもを目指し、お互いの人権を尊重できる思いやりのある民主的な集団を育てます。 ○児童・生徒を取り巻く環境や人権・同和教育を通じ、人権課題を明らかにするとともに、児童・生徒の教育及びその保護者の啓発に取り組みます。 ○教職員自らが人権・同和教育の研修に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・同和教育を通して一人ひとりの持つ悩みや問題を学級や学校集団で考え、みんなの問題として解決していく実践力を育てます。 ○意識調査・家庭訪問などを通して保護者の人権意識を正しく把握することに努めます。 ○保護者を対象にした授業や講演会を開き、保護者への啓発に努めます。 ○教職員自らが同和問題について認識を深め、指導者としての資質と実践力を高めます。 ○（公社）三重県人権教育研究協議会などの各種研究会・研修会に積極的に参加します。 ○尾鷲市人権・同和教育研究会主催の講演会や学校（園）において講師を招いての研修会を実施します。 ○基礎的基本的な学力をつけるための「わかる授業」、確かな認識を育てる教科指導、人権尊重の教育を創造します。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・教育委員会】</p>

事業名	コミュニティー活動の促進
事業内容	○林町会館を教養・文化活動やレクリエーションなどの交流拠点となるよう機能の充実を図り、ボランティアなどのコミュニティー活動、児童の健全育成や高齢者への生活支援など福祉活動の支援を進めます。
取組内容	○住民参加を基本とした会館運営に努めます。 ○同和問題に対する理解を深めるため、広範囲な住民参加による研修・講演会・生花や手芸・書道教室など家庭生活で役立つ各種講座、世代間交流活動などを行っていきます。 【担当課：福祉保健課】
事業名	雇用の促進
事業内容	○雇用の安定を図るため、就職差別の解消に向けて公正な採用選考を企業に働きかけるとともに、関係機関との連携により、職業相談などを促進します。
取組内容	○尾鷲公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、就業機会の均等と差別のない職場作りが行われるよう啓発活動に努めます。 【担当課：商工観光課】
事業名	健康保持・増進
事業内容	○疾病の予防および早期発見・早期治療を図るため、健康相談・指導を実施します。また、住民が健康管理に積極的に取り組めるよう働きかけていきます。
取組内容	○定期的に健康相談等を開設し、相談・指導を実施します。 【担当課：福祉保健課】

事業名	相談体制の充実
事業内容	<p>○林町会館が人権相談・生活相談・健康相談などの各種相談の窓口となり、国・県の関係機関との連携を図りながら相談活動が円滑に取り組めるよう総合的な支援を進めます。</p> <p>○市における同和問題に関する相談窓口を強化し、誰もが気軽に相談できる体制を充実していきます。</p>
取組内容	<p>○豊かな人権感覚を身につけ、相談に対応できるように、職員を養成するための研修と庁内関係各課の連携強化を図っていきます。</p> <p>○安心して気軽に相談ができるよう相談場所の整備などを行います。</p> <p style="text-align: right;">【担当課：市民サービス課・福祉保健課】</p>

2. 子どもの人権問題

事業名	子どもの人権に関する啓発活動
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権についての認識を深めてもらうため、「児童の権利に関する条約」に関する広報・啓発活動に努めます。 ○子どもに関する法律の認識を高めてもらうため、広報・啓発活動に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの実態を正しく把握するとともに、学校・家庭などにおいて「児童の権利に関する条約」の趣旨のより一層の徹底を図ります。特に、子ども自身が、自分たちの暮らしに即して、この条約について学ぶようにします。 ○保護者を対象にした講演会や、家庭教育学級を実施するとともに、パンフレットなどで広報・啓発活動を行います。 ○児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、子どもの命や人権を守るために子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰によらない子育てを推進するため、広報・啓発活動を行います。 ○市内の小中学校を訪問し、人権思想を広報・啓発します。 【担当課：市民サービス課・福祉保健課・教育委員会】
事業名	子どもの主体的な取り組みの促進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの考え方や意見が尊重されるよう、あらゆる機会を通して子どもの主体性を尊重する取り組みを促進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会活動や各種イベント、また学校（園）における発表会などにおいて、「その子らしく」を大切にする取り組みを進めます。 ○「子どもフォーラム」や「子ども議会」の開催に向けた取り組みや、子どもたちの幸せの実現に向け実効性を高めるための取り組みも検討していきます。 【担当課：市民サービス課・福祉保健課・教育委員会】

児童の権利に関する条約

児童の権利条約は18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童についておしひろげ、児童の人権の尊重および確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発行、日本は平成6（1994）年に批准しました。

事業名	子どもの健全育成および安全で安心できる環境の整備
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○少年センターや学校・関係機関が連携を図り、青少年の非行防止のための街頭指導や啓発活動を進めます。 ○犯罪に巻き込まれないような啓発や学習機会を提供するとともに、子どもの安全が確保されるよう環境の整備を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「合同補導」・「合同立入調査」・「ワ wase ふれ愛隊」や「自主指導」などを継続して実施していきます。 ○少年センターやスクールガードボランティアなどにより登下校時の巡回、挨拶運動や「子ども110番の家」など子どもが安全で安心して暮らせる環境を整備していきます。 ○学校・保護者・自治会など一丸となり、子どもの安全管理を行う体制の整備を進めます。 ○子どもの健全育成の妨げとなる有害な本・広告などの廃絶運動を関係機関と連携して進めます。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・教育委員会】</p>
事業名	児童虐待の防止
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○年々深刻な社会問題となっている児童虐待の早期発見・早期対応のため広報・啓発を進め虐待防止に向けた取り組みを推進します。 ○児童相談体制を整備します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の未然防止および早期発見を図るため、パンフレットや研修会による広報・啓発活動を進めます。 ○関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化し、有効な対応を推進します。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課】</p>

事業名	あらゆる暴力を許さない安全な社会の創造
事業内容	○子どもが安心して、自信を持って、自由に生きる権利があることを教え、子どもの本来もっている力を引き出し、子ども自身が暴力をはね返し、自分を大切にしていける取り組みをしていきます。
取組内容	○「子どもの暴力防止プログラム（CAP）」などの参加型学習や、暴力から逃げるために子ども自身の力を高めるための取り組みを学校（園）などで行います。 【担当課：福祉保健課・教育委員会】
事業名	いじめや不登校などに対する取り組みの推進
事業内容	○いじめや不登校・非行など子どものあらゆる問題に対応するため、学校や関係機関との連携を強化し、子どもがいつでも相談できる体制を整備します。 ○いじめや不登校・虐待の早期解決・減少を目指し、児童・生徒の心の安定を図る取り組みを推進します。
取組内容	○子どもの健全な育成を目指し、学校警察連絡協議会において、警察との連携をより強化します。 ○学校や児童相談所など関係機関との連携を深めながら、相談体制の充実を図ります。 【担当課：福祉保健課・教育委員会】
事業名	尾鷲教育支援センター（あおさぎ教室）
事業内容	○不登校、不登校傾向の児童生徒の集団生活への適応を促し、学校復帰、社会的自立を目指して支援を行います。
取組内容	○学校、スクールカウンセラー、児童相談所等、関係機関との一層の連携を図り、支援活動を強化させます。 ○教職員や保護者に対して、臨床心理士等による相談体制を充実させ、指導・助言を行います。 【担当課：教育委員会】

CAPプログラム

わかりやすい人権の概念を教え、子どもがいじめ・痴漢・誘拐・虐待・性暴力といったさまざまな暴力に対処する方法を、子ども・親・教職員・地域の人々に教えるプログラムで、昭和48（1973）年にアメリカで開発されました。日本へは昭和60（1985）年に森田ゆり氏によって紹介されました。

事業名	学童保育の充実
事業内容	○保護者が仕事などにより昼間、家庭が留守になる児童の放課後における安全の確保と適切な遊び場や生活の場を整え、健全な育成を図ります。
取組内容	○尾鷲民生事業協会が運営する「わんぱくクラブ」とNPO法人あいあいが運営する「くれよん」において、遊びを通して、自主性・社会性・創造性を養い、健全な育成を図ります。 ○障がいを持つ子どもについても、「くれよん」において学童保育を実施し、健全な育成を図ります。 【担当課：福祉保健課】
事業名	子育て支援の推進
事業内容	○働く人々の仕事と子育ての両立を支援するため、育児の援助を受けたい人と、支援したい人が会員になって子育てを援助し、働く家族を支援します。 ○社会全体が子育てを支援していくようにしていきます。 ○子育て中の親子が行動しやすい施設の拡充を図ります。
取組内容	○依頼会員・援助会員の登録制によるファミリーサポートセンター事業を推進し、会員同士で育児に関する相互援助活動を行います。 ○子育て支援に関するイベントを開催するなど、健康で安全な子育て環境と助け合いの輪を広げていきます。 ○各種講座の開催や子育ての相談ができる地域子育て支援センターの活動や保育園や幼稚園の園庭開放を進め、親同士や子ども同士の交流の機会や子育て支援情報の提供等を図ります。 ○障がい児を持つ家庭の子育てを支援していきます。 【担当課：政策調整課・市民サービス課・福祉保健課・教育委員会】

事業名	子どもを見守る団体などへの支援
事業内容	○子どもの自主性や連帯感を育む機会を提供している子ども会や青少年団体などへの活動支援や指導者の養成を図ります。
取組内容	○尾鷲市子ども会育成会連絡協議会などで、指導者の育成・養成を進めます。 【担当課：教育委員会】
事業名	子どもの居場所づくりの充実
事業内容	○子どもの活動拠点を整備し、さまざまな体験活動や住民との交流活動ができるよう、子どもの居場所づくりに努めます。
取組内容	○休日や放課後の子どもの居場所として校庭や空き教室などを活用し、子どものふれ合いの場をつくる取り組みを行います。 【担当課：教育委員会】

3. 女性の人権問題

事業名	女性の人権に係わる教育の推進
事業内容	○家庭や学校などの学習や指導において、性別による差別意識を持たないよう男女平等を前提とした上で、個人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる教育を進めます。
取組内容	○家庭や学校などにおける性別による固定的な役割分担意識の変革を促す学習内容や学校の仕組みの構築を図るとともに、性暴力をセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害などを子どもたちが正しく認識し行動できるよう取り組みます。 ○教育関係者の女性の人権問題に対する研修を深め、正しい認識を培い、その実践力を高めるとともに、家庭などとの連携・協力を図りながら啓発や情報提供に努めます。 【担当課：政策調整課・教育委員会】
事業名	情報提供機会の充実
事業内容	○職場、学校、地域、家庭など身近なところから男女共同参画社会をつくるために情報提供・啓発活動を積極的に進めます。また、情報の収集と提供が双方向でできるよう体制を整備します。 ○女性に対する偏見や差別意識の解消を図ります。
取組内容	○広報やホームページ、エリアワンセグ等で情報提供に努めます。 ○性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差の改善を目指し、人権尊重の考え方の普及を図る啓発活動を充実させます。 【担当課：政策調整課・商工観光課】
事業名	働きやすい職場環境の促進
事業内容	○企業などに対し性差別のない募集や昇進体制を促し、また、職場慣行の見直しなどの啓発を行い、働きやすい環境づくりを進めます。 ○女性の就労促進を図るため、相談や情報提供に努めるとともに、再就職や起業家支援のための講座を開催します。
取組内容	○男女雇用機会均等法の周知および情報提供に努めます。 ○尾鷲公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、情報提供や労働相談を実施します。 ○行政においては、個々の能力に応じた職場体制の推進に努めます。 【担当課：総務課・政策調整課・商工観光課】

事業名	福祉保健の充実
事業内容	○女性が思春期や出産期・子育て期・更年期や高齢期の各ライフステージに応じた健康の管理増進ができるよう情報提供や相談体制を確立し、健康教室や栄養指導などを実施します。
取組内容	○健康教室・妊婦教室・子育て支援・栄養教室などを開催します。 ○乳がん・子宮がん検診を実施していきます。 【担当課：福祉保健課・総合病院】
事業名	あらゆる暴力から女性等を守るための相談支援体制の充実
事業内容	○ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等に該当する職場や家庭等で受けるあらゆる暴力から擁護するための相談支援体制を整備します。 ○女性の相談者に対しては女性が対応するなど相談しやすい体制作りに努めます。
取組内容	○尾鷲県民センター・三重県女性相談所・警察などの関係機関と連携した相談支援体制を充実していきます。 ○関係機関・団体、庁内関係課の連携により、情報や意見の交換を行います。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、啓発活動などを展開していきます。 ○女性の人権ホットラインをはじめとする関係機関との人権相談体制を充実させます。 【担当課：政策調整課・総務課・市民サービス課・福祉保健課】

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談など、さまざまなものが含まれる。男女雇用機会均等法では、事業主においても雇用管理上の配慮義務が課せられる。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

広義には家庭内暴力をいうが、現在では夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをさす。平成13（2001）年には、DVを防ぎ、被害者を保護する法的な措置として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立した。

女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するために、毎年11月12～25日までの2週間としている。

女性の人権ホットライン

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、女性の人権擁護委員が、家庭内の問題、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など相談に応じている。

4. 高齢者の人権問題

事業名	高齢者に関する啓発活動の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者がいつまでも心身とも健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら、生き生きと生活できるよう、高齢者の人権について認識を深め、安心して暮らせる明るいまちづくりを推進していくために、広報・啓発活動を進めます。 ○「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く市民が高齢者の福祉について感心と理解を深める広報・啓発活動を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が培ってきた知識・教養・技術などを活かし生きがいを持って社会参加を続けるため、それに携わる人の人権意識の啓発に努めます。 ○高齢者の人権に係わる研修を深め、学習および活動の実践力を高めるとともに、自治会等との連携・協力を図りながら啓発や情報提供に努めます。 ○高齢者施設を訪問し、人権思想の広報・啓発に努めます。 <p style="text-align: center;">【担当課：市民サービス課・福祉保健課・教育委員会】</p>
事業名	世代間交流の推進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統・文化について、高齢者が持つ豊かな知識や技術を後生に伝えていきます。 ○高齢者ととともに活動する心を育てるため、ボランティア活動・交流学習会など、高齢者と若い世代がふれあう世代間交流を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校（園）においてボランティアによる高齢者との交流事業を実施していきます。 ○学校では総合的な学習の時間などにおいて、高齢者との交流事業の推進を図ります。 ○老人クラブ、地区福祉委員会、公民館などが実施している「世代間交流事業」を支援していきます。 <p style="text-align: center;">【担当課：福祉保健課・教育委員会】</p>

老人の日・老人週間

9月15日が敬老の日なのは平成14(2002)年までです。平成15(2003)年からは体育の日・成人の日と同様の移動祝日になり、9月の第3月曜日に制定されました。そして9月15日は「老人の日」となり、15～21日は「老人週間」となりました。

事業名	保健福祉サービスの充実
事業内容	<p>○「地域支援事業」の推進に努め、健康で生き生きとした生活が送れるよう寝たきりや引きこもりを防止していきます。</p> <p>○介護が必要な状態になっても、住み慣れた環境で安心して暮らしていけるよう関係機関と連携し、介護保険制度をはじめ、在宅・施設サービスの充実を図ります。</p>
取組内容	<p>○寝たきりや引きこもり高齢者をつくらないため、保健師による訪問指導や「健康教室・遊びリレーション」などの介護予防事業を実施していきます。</p> <p>○介護用品支給事業や介護教室など、介護者の負担を軽減するサービスの充実を図り、効果的な事業の推進に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課】</p>
事業名	高齢者虐待の防止
事業内容	<p>○医療機関・介護事業所や保健師、民生委員・児童委員、地区福祉委員など関係機関によるネットワークを整備し、高齢者虐待の実態把握に努めるとともに、発生の予防や早期発見・早期対応などの防止策に取り組みます。</p>
取組内容	<p>○虐待防止に向けたシステムづくりや「高齢者虐待防止・支援マニュアル」などを作成していきます。</p> <p>○地域包括支援センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課】</p>
事業名	就労機会の提供
事業内容	<p>○高齢者が長年培ってきた豊富な知識や技能を活用できる就業や、シルバー人材センターへの登録など高齢者の雇用、就業の促進を図ります。</p>
取組内容	<p>○働く意欲のある高齢者の就業を促進するため、事業者への啓発活動を進めます。</p> <p>○シルバー人材センターの広報活動を進め、人材登録や技術研修に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・商工観光課】</p>

事業名	生涯学習の推進
事業内容	○高齢者の学習意欲や趣味の活動への要望に応えるため、講座などの学習機会を提供します。
取組内容	○高齢者サークル活動への参加を促進していきます。 【担当課：福祉保健課・教育委員会】
事業名	ボランティア活動などへの参加促進
事業内容	○高齢者が「社会の重要な担い手」であるとの認識のもと、意欲や能力に応じた活動が行えるようボランティア活動への参加を促します。 ○老人クラブなどの活動を通じて、祭りや伝統行事などに一人でも多くの高齢者が参加できるよう活動の機会をつくります。
取組内容	○老人クラブの魅力ある活動状況の広報などを進め、組織の拡充に取り組みます。 ○郷土史に興味のある高齢者を「熊野古道の語り部」として養成し、健康で生きがいのある活動を支援していきます。 【担当課：市民サービス課・福祉保健課・商工観光課・教育委員会】
事業名	高齢者にやさしいまちづくり
事業内容	○ユニバーサルデザインの理念による高齢者にやさしいまちづくりを推進します。 ○安心して外出や移動ができるよう交通体系の整備を関係機関との協力により推進します。
取組内容	○公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、住宅の建造・改造にあたっては、段差の解消や手すりの設置などの普及に努めます。 ○利便性を高めるバス路線網や高齢者にやさしい低床バスの導入を事業所とともに検討をしていきます。 ○日常生活に支障がある高齢者へのごみ回収に対応するとともに、要介護者への住宅改造事業を行います。 ○道路・歩道などの利便性・安全性の向上を図るとともに、公共交通機関のバリアフリー化を事業者呼びかけていきます。 【担当課：政策調整課・福祉保健課・環境課・建設課】

低床バス

乗降口の階段の高さを低く抑えるか、段差なしで乗降できるようにしたバス

事業名	高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の安全対策を強化するため、災害や犯罪発生の対処方法、家庭における安全対策などの啓発活動を推進します。 ○社会福祉施設や病院などにおける防災および災害発生時の体制の充実を図ります。 ○警察や消防、自主防災組織などと連携してまちぐるみによる防災への取り組みを充実します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○近い将来発生が予想される災害に関する新しい情報を基に、広報活動を実施していきます。 ○民生委員・児童委員との連携により、一人暮らし高齢者の実態を的確に把握し、緊急通報装置の貸与事業や、消防署、電気・ガス事業者などとの協力による電気・ガスの安全点検を実施していきます。 <p style="text-align: right;">【担当課：防災危機管理課・福祉保健課・尾鷲消防署】</p>
事業名	相談・支援・権利擁護の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住みなれた場所で自立した日常生活を送ることができるよう、相談支援体制を整備充実していきます。 ○判断能力が不十分な人の生活を支援するため福祉サービスを推進します。 ○高齢者の人権問題の解決を図るため、関係機関と密接な連携・協力を図っていきます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターや、地域福祉権利擁護センターにおいて成年後見制度による相談・支援を行います。 ○認知症高齢者の人権が尊重されるよう、講演会や啓発活動などを行い、理解を深めていきます。 ○高齢者の人権相談については、高齢者が利用しやすい相談体制を充実させます。 <p style="text-align: right;">【担当課：市民サービス課・福祉保健課】</p>

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域福祉権利擁護センター

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者、など判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理のサービスなどを支援します。

5. 障がい者の人権問題

事業名	障がい者に関する啓発・広報活動の推進
事業内容	<p>○障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすため、「ノーマライゼーション」の理念を実現するための広報・啓発活動を推進していきます。</p> <p>○人権尊重の普及・高揚を図るための啓発活動を充実し、障がいのある人の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指していきます。</p>
取組内容	<p>○各種行事などにおける交流機会の拡充を図るために障がいのある人とない人とのふれあいの場となる「障がい者スポーツ大会」や「ウイークエンドサークル」などのイベントを開催していきます。</p> <p>○障がいのある人の資金獲得や交流の場として活躍している「福祉の店」や福祉団体などを支援していきます。</p> <p>○「障がい者週間」「障がい者の日」などについて、広報などを活用して障がいや障がいのある人への理解を深める啓発を行います。</p> <p style="text-align: center;">【担当課：市民サービス課・福祉保健課・教育委員会】</p>
事業名	障がい児教育の推進
事業内容	<p>○障がいをその人個人の問題としてとらえるのではなく、社会全体の課題と認識し、ともに解決していこうとする態度の育成に取り組めます。</p>
取組内容	<p>○東紀州くろしお学園・紀北作業所との交流活動を積極的に支援します。</p> <p>○障がいのある人に対する偏見や差別を解消する研修を深め、その実践力を高めるとともに、家庭・学校（園）などとの連携・協力を図りながら、啓発や情報提供に努めます。</p> <p style="text-align: center;">【担当課：福祉保健課・教育委員会】</p>

障がい者の日：12月9日

障がい者週間：12月3～9日

事業名	障がい者支援の推進
事業内容	○「障がい者総合相談支援センター」を設置し、身体・知的・精神に障がいのある方々が地域で安心して生活できるよう相談支援・情報提供などの事業を行っていきます。
取組内容	○保健・福祉サービス利用の・援助調整などを図ります。 ○地域における生活全般に関する相談支援や、相談者などの要請に基づく支援を行っていきます。 【担当課：福祉保健課】
事業名	福祉教育の推進
事業内容	○幼少時より障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が、共に学ぶ教育・保育の充実や環境整備に努めます。 ○福祉教育や障がいのある人の社会参加への支援を推進するためのボランティアの発掘・育成を進め、ボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	○福祉協力校との連携による実践発表などの取り組みを推進します。 ○東紀州くろしお学園とのより一層の交流、連携を図ります。 ○福祉団体との連携などにより、ボランティアの養成を図ります。 【担当課：福祉保健課・教育委員会】
事業名	障がい者の雇用促進
事業内容	○障がいのある人の障がいの状態や本人・保護者の意向を踏まえて、適切な就学指導や進路指導などを図るための相談指導体制の充実を図ります。 ○障がいのある人の就労を通し社会参加を支援するため、企業・事業主に対して、情報提供、啓発を進め、雇用への理解・職域の拡大、働きやすい環境づくりを促進します。
取組内容	○障がいに応じた多様な働く場の確保に努めます。 ○公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して、職業相談を実施していきます。 ○行政職員などにおいて、障がいのある人の計画的な採用を進めます。 【担当課：総務課・福祉保健課・商工観光課・教育委員会】

事業名	障がい者にやさしいまちづくり
事業内容	<p>○ユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>○公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザインの理念の普及に努めるとともに、関係機関との協力によりバリアフリー化を促進します。</p>
取組内容	<p>○誰もが利用しやすい公共施設となるようオストメイトの方も含め、障がいのある人も利用しやすいトイレの設置を促進したり、手すり・誘導ブロックや文字表示による案内などについても緊急性・必要性を考慮しながら効果的な整備を進めます。</p> <p>○道路・歩道などの利便性・安全性の向上を図るため、歩道の段差解消や幅員の拡大、誘導ブロックの設置、駐輪場・駐車場や危険箇所への交通安全施設の整備などを進めます。</p> <p>【担当課：政策調整課・市民サービス課・福祉保健課・建設課】</p>
事業名	地域福祉懇談会開催
事業内容	○障がい者団体が開催する地域福祉懇談会を通じて障がい者の置かれている状況について、地域住民の理解を深めます。
取組内容	<p>○地域福祉懇談会に住民が多数参加されるよう社会福祉協議会と連携し、地区福祉委員会やボランティアなどに働きかけます。</p> <p>【担当課：福祉保健課】</p>
事業名	ボランティア体験講座
事業内容	○種々の体験・学習・交流を通して障がい者の理解を深め、障がいのある人の社会参加の活動を支える輪を広げていきます。
取組内容	<p>○手話・朗読・要約筆記などの体験や、施設見学・交流会などを関係団体の参加のもと実施します。</p> <p>【担当課：福祉保健課】</p>

オストメイト

人工肛門・人口膀胱保有者

事業名	相談・支援・権利擁護の充実
事業内容	○自立した生活に移行することを促進し、生活を支える相談支援の体制を整備します。また、苦情解決体制や権利擁護に関する制度の周知・利用促進を図り、本人主体の生活を実現する施策を推進します。
取組内容	<p>○利用者が適切な福祉サービスを受けられるよう質の向上に努めるとともに、権利擁護を図るため第三者評価機関の導入を検討していきます。</p> <p>○知的障がい者や精神に障がいのある人が、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用促進などを通じて、自立した地域生活が送れるよう支援します。</p> <p>○個々の障がい者の実態や、特性を踏まえた人権や権利擁護に関する研修を行い、自己決定権を尊重する理念や手法などの普及に努めます。</p> <p>○「障がい者総合相談支援センター」を設置し、相談支援や自立支援のためのコーディネートなどを行います。</p> <p style="text-align: right;">【担当課：市民サービス課・福祉保健課】</p>

障がい者総合相談支援センター

身体・知的・精神に障がいのある方々が地域で安心して生活できるよう専門職員が面接、電話、訪問などにより相談支援や必要な情報提供などを行い、障がいのある人とその家族が地域の中で普通に生活できるよう支援し、生活の自立と社会参加の促進を図っていきます。

6. 外国人の人権問題

事業名	国際理解教育の推進
事業内容	○学校（園）において外国の言語や文化を理解するための教育を充実するとともに、外国人との相互理解が深められるよう国際理解教育を推進します。
取組内容	○学校（園）における外国語指導助手（ALT）を活用した事業の充実を図ります。 【担当課：教育委員会】
事業名	交流事業の推進
事業内容	○異文化への関心や理解を深めるため、姉妹都市をはじめとした諸外国との交流事業を推進します。 ○関係団体を通じて芸術やスポーツなどの交流事業を促進するとともに、互いの歴史や文化を理解するための講座や学習機会の充実に努めます。
取組内容	○尾鷲市国際交流協会を中心として外国人による料理教室などの各種イベントを実施し、交流が深まるような機会を提供していきます。 ○外国人研修生の受入による住民との交流を推進します。 【担当課：政策調整課・水産農林課】
事業名	まちづくりの推進
事業内容	○市内在住の外国人にとっても、暮らしやすい「おわせ」となるように外国語マップ作成や外国語併記案内板の設置などにより、情報提供を行っていきます。 ○観光目的や熊野古道散策などで来鷲する外国人の方々にも、「また来たいなあ」と思うまちになるよう、外国語併記の地図や行先案内表、交通施設での表示の整備などの取り組みをしていきます。
取組内容	○市内案内マップなどは、東紀州交流空間創造事業などを活用して外国語表記も含めて進めていきます。 ○外国語パンフレットの設置・案内所・路線図・運賃表などの外国語併記や、公共交通におけるパンフレットや路線図等への外国語表記について、関係各機関と連携し推進しています。 【担当課：政策調整課・商工観光課】

事業名	意見収集のための仕組みづくり
事業内容	○多文化共生社会の実現に向け、市内在住の外国人の声を行政に反映させるための機会の充実に努めます。
取組内容	○尾鷲市国際交流協会と連携し、住民との交流を図る機会を設け意見の収集に努めます。 【担当課：政策調整課】
事業名	雇用促進
事業内容	○外国人の能力・技術を事業活動に活かしていくため、企業・事業主に対して雇用を要請していきます。
取組内容	○外国人への雇用情報を提供していくとともに、公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して職業相談を進めていきます。 【担当課：商工観光課】
事業名	人権に係わる教育の推進
事業内容	○学校教育・社会教育などの場で、すべての子どもが、外国人の置かれている状況や歴史的背景、それぞれの国の文化や習慣について学習を深め、互いの違いを認め尊重しあうことのできる社会の実現を目指す教育を推進します。
取組内容	○外国人の国内における被差別の現実に向け、子どもや保護者の思い・願いを的確に把握することに努めます。 ○外国人の人権に係わる研修を深めるとともに、市内在住の外国人をはじめ関係者の理解と協力を得、家庭・学校（園）などとの連携・協力を図り、啓発や情報提供に努めます。 ○尾鷲市国際交流協会との連携を強化します。 【担当課：教育委員会】

尾鷲市国際交流協会

平成 15（2003）年 6 月国際感覚の豊かな人材を育成し、地域に住む外国人との交流により地域の活性化に寄与することを目的に設立された。

国際理解のための活動を行っている。

事業名	相談・情報提供の充実
事業内容	<p>○日常生活におけるさまざまな悩みを解消するため、ボランティア団体との連携を強化し相談体制の充実を図ります。</p> <p>○生活の利便性を向上させるため、外国人のニーズを踏まえながら生活情報を中心とした情報提供の充実を図ります。</p>
取組内容	<p>○三重県国際交流財団などと協力して外国語相談窓口や各種講習会について市内在住の外国人に周知を行います。</p> <p>○一人の市民として、安心して生活や活動ができるよう、防災、福祉や医療、仕事の面などについての情報提供を行います。</p> <p style="text-align: center;">【担当課：政策調整課・防災危機管理課・福祉保健課】</p>

7. 患者の人権問題

事業名	感染病患者などに関する人権教育の普及・啓発
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての人が感染症に対する正しい知識を持つとともに、患者の人権問題への関心を高めるための人権教育を行います。 ○感染症や難病に対する偏見や差別は、認識不足から来ることが多いことから、関係団体・学校・企業・事業所と連携し、さまざまなメディアを通じて情報提供し、正しい知識の普及・啓発に努めます。 ○感染病患者の病気・感染症に関わる情報の提供を進めていきます。 ○市民を対象にした講座や研修会を開催したり、他の機関が主催する講演会などへ参加を呼びかけます。 ○学校教育の中で、感染症に対する偏見や差別をなくすため発達段階に応じた正しい知識・理解を深める教育を行います。 ○感染病患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、検査と相談を実施します。 ○感染の早期発見に努め、発症予防、二次感染予防を図るとともに、支援体制を確立します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員・教職員・医療関係者などで感染症患者の人権教育・啓発活動など患者の人権を尊重した研修を行います。 ○感染症に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○広報誌やホームページなどで病気や感染症などの地域の普及・啓発を図ります。 ○尾鷲総合病院内に設置している「医療安全管理機能推進委員会」や「感染症対策委員会」において感染病に関する学習や啓発活動を進めます。 ○人権に配慮した相談や検査を実施するとともに、患者に対しては、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進します。 ○学校では保健学習などで、感染症についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別の解消に努めます。 <p style="text-align: right;">【担当課：総務課・市民サービス課・福祉保健課・教育委員会・総合病院】</p>

事業名	精神に障がいのある患者の人権の尊重と支援・相談体制の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○精神に障がいのある患者および家族のプライバシーの保護など、人権への配慮に努めます。 ○地域との交流の場を提供し、精神疾患に対する知識の普及と患者に対する正しい理解の啓発を行います。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への精神疾患に対する正しい知識の普及と患者に対する理解の啓発を、地域生活支援事業において推進していきます。 ○各種行事における交流機会の充実を図るとともに、小規模作業所「ひのきの家」への支援を行います。 ○精神に障がいのある患者が地域で自立した生活を送ることができるよう相談窓口の設置や関係機関との連携を取りながら支援体制を充実します。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課】</p>
事業名	難病患者の医療体制の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○難病患者およびその家族が安心して療養できる環境づくりを推進していきます。 ○本人及び家族のプライバシーを保護しながら地域で安心して生活できるように支援・相談体制の充実を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的医療の受診が困難な在宅難病患者に対し、在宅療養計画の策定・評価を行うとともに、訪問相談、訪問指導などを実施していきます。 ○関係機関によるネットワーク会議を開催し、保健・医療・福祉についての情報交換を行い、また地域在宅難病ネットワーク事業の検討を進めていきます。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・総合病院】</p>

事業名	安心できる医療体制づくり
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○患者への適切な対応で信頼関係を築いていくインフォームド・コンセントを徹底させ、患者が安心できる医療体制の確立と人権尊重に努めます。 ○診断や診療方針について、病気を理解し納得した治療を受けるために専門医などを紹介し、患者やその家族の不安をなくすよう努力します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者の研修を強化するとともに医師によるインフォームド・コンセントの徹底に努めます。 ○患者や家族が納得できる治療を選ぶ手助けをしていきます。 <p style="text-align: right;">【担当課：総合病院】</p>
事業名	医療相談体制の充実
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携により医療相談体制の整備を図るとともに、患者や家族のプライバシーの保護に努め、人権に配慮した医療を確立します。 ○「セカンド・オピニオン」を求める患者または家族の希望に基づき、診療に関する情報提供の体制づくりに努めます。 ○学校では教職員が一丸となって児童・生徒の相談を受け、支援を行うよう努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○総合病院では、開業医との連携を図るために、病診連携室を設置し、総合病院と開業医で患者情報の共有化を進めます。 ○総合病院では、外来棟2階に医療にかかる相談コーナーを設置し、患者が何でも気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ○病気の理解を深めるために主治医以外の意見を聞き、診断や治療方針について情報収集する患者に対し、納得できる最適療法を選ぶことができるよう努めます。 <p style="text-align: right;">【担当課：福祉保健課・総合病院・教育委員会】</p>

インフォームド・コンセント

患者が自分の症状や病名症状、行われている検査、治療などに関する十分な情報を医療提供者から得たうえで、これを理解し納得して、自分自身の希望する医療行為を選択し、意志決定してそれを行うことを同意することをいいます。

セカンド・オピニオン

診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聞くことをいいます。

8. その他の人権問題

あらゆるハラスメントによる人権侵害の問題、犯罪被害者やその家族などに対する人権侵害や心の傷などの問題、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の問題、自分に責任のない理由で経済的に苦しむ人々に対するさまざまな問題、性的マイノリティに対する偏見や差別の問題、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題も見過ごすことができません。

また、インターネットを悪用した人権侵害やプライバシー侵害等の人権問題、新型コロナウイルス感染症に端を発する患者や医療従事者に対する偏見や差別に対しても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、効果的な施策を行っていきます。

人 権 尊 重 都 市 宣 言

平成5年9月28日

基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現することは、すべての人々の強い願いであり、人権が侵害されることは、いかなる理由があっても許されない。

よって市民1人ひとりが人権尊重の精神に徹し、すべての人々の人権が保障され、明るく住みよい社会を築くため、ここに尾鷲市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

人権が尊重される尾鷲市をつくる条例

平成13年3月22日条例第11号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

真に1人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるため、私たち1人ひとりが、互いに協力しながら、あらゆる人権に関する問題に積極的に取り組み、「人権の二十一世紀」の実現に努めていかななければならない。

私たち尾鷲市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、ここに、すべての人々の人権が尊重される尾鷲市をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権の尊重に関し、本市及び本市の区域内で暮らし、又は滞在する者及び本市内において事業を営む者並びに当該事業所に勤務する者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、あらゆる人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、本市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、関係機関等との連携の下に、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、あらゆる人権の侵害をしてはならない。

2 市民等は、県及び本市が実施する人権施策に協力するものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 人権に関する問題に係る各分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第7条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(教育・啓発活動の充実)

第5条 本市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、人権教育及び人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 本市は、人権施策を推進するための体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、尾鷲市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

日本国憲法第14条に「全ての国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は、社会的関係において、差別されない」とうたわれているように、差別のない社会を実現することはみんなの願いです。

しかし、現実社会には、いまだに同和教育をはじめとして、子ども・女性・障害者・高齢者・外国人及び患者などに対する多くの人権侵害が起こっており、この願いが実現できていません。

民主主義や基本的人権が守られることは人としての権利であり、それを守ることは人としての義務でもあります。それゆえ、私たちは人権尊重の強い意志を持ち、さまざまな差別に立ち向かう姿勢を持つことが大切であると同時に、市民一人ひとりの課題として厳しくとらえなければなりません。

人権教育は、あらゆる人権差別の解消を目指して行われるものであり、そのためにも、差別や社会の不合理を自覚し問題を解決する力を育てる教育、人を愛する心と人権尊重の精神を育てる教育、将来に展望の持てる確かな学力を育てる教育を推進することが必要です。

こうしたことを踏まえて、尾鷲市教育委員会は、三重県人権教育基本方針の趣旨に基づき、同和教育の理念や成果を人権教育の重要な柱として位置づけ、社会的に不利な立場にある人々の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、学校教育と生涯学習の緊密な連携のもとに、地域の課題を正しく把握し、実情に即した人権教育を推進して、民主的で心豊かな市民生活の実現に努めていきます。

学校教育

1. 人権問題の正しい理解と認識を深めるため、同和教育の方法論を土台に据えつつ、学校教育関係諸団体や関係機関との連携を密にして全教職員が積極的に研修に取り組み、差別をはじめとする人権侵害の実態を踏まえ、幼小中の一貫した人権教育を推進する。

2. 学校（園）教育活動全体をとおして、子どもたちに人権尊重の精神を養い、科学的認識にもとづく確かな学力を育て、差別をしない、差別を認めない強い心を持つ子どもたちを育成する。

生涯学習

1. 人権問題の正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係団体や関係機関

との連携した研修を行い、生涯学習関係者の人権教育についての資質と実践力を高め、地域の差別をはじめとする人権侵害の実態を踏まえ、人権教育を推進する。

2. 生涯学習を推進する中で、人権侵害に対する啓発活動を積極的に行い、基本的人権を尊重し、差別の心を持たない市民を育成する。

世界人権宣言

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

- 第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第7条 すべてのは、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべてのは、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに

参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

尾鷲市の人権に関する相談窓口一覧

相談内容	相談窓口	相談方法	開設時間
無料法律相談	市民サービス課 23-8250	面談	毎月1回
同和問題に関わる相談	福祉保健課 23-8203 林町会館 22-7123	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
児童相談	福祉保健課 23-8202	電話・面談	毎月第2水曜日 9:00～16:00
女性に関わる相談	福祉保健課 23-8202 政策調整課 23-8134	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
障がい者に関わる相談	福祉保健課 23-8203	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
高齢者に関わる相談	福祉保健課 23-8201	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
外国人に関わる相談	政策調整課 23-8134	電話・面談	毎月第2木曜日 13:00～15:00
生活相談	市民サービス課 23-8250 福祉保健課 23-8203	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
子どもに関わる相談	福祉保健課 23-8202 教育委員会 23-8292 少年センター 23-8295	電話・面談	注) 月～金曜日 8:30～17:15
行政相談	市民サービス課 23-8250	面談	毎月第4水曜日 10:00～12:00

司法書士相談	市民サービス課 23-8250	面談	毎月第3火曜日 13:00~16:00
特設人権相談	市民サービス課 23-8250	面談	奇数月及び6月、12月 10:00~12:00

注) 土日・祝日及び年末年始を除く

その他の公共機関

津地方法務局熊野支局	0597-85-2310
尾鷲公共職業安定所（ハローワーク）	23-0327
尾鷲警察署	25-0110
三重県消費生活センター	059-228-2212
三重県人権センター	059-233-5500
三重県男女共同参画センター	059-233-1130
三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）	059-231-5600
みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830
みえ性暴力被害者支援センター よりこ	059-253-4115
尾鷲保健福祉事務所（福祉相談室）	23-3429
尾鷲市社会福祉協議会	22-3246

尾鷲市人権施策行動計画

発行日 令和3年3月

発行 尾 鷲 市